

海上保安庁は、海上における犯罪の予防及び法令の励行を図るため、平成19年は、旅客船等に対する海上保安官の警乗や、3万4,645隻の船舶に立入検査を実施する一方、取締りの実施により3,465件の海事関係法令違反を送致したほか、違反の態様が軽微で是正の容易な1,638件の海事関係法令違反について警告措置を講じた。

また、海事関係者等を対象とした海難防止講習会の開催、訪船指導の実施等により航法、海事関係法令等の遵守、運航マナーの向上、見張りの励行、気象・海象情報の的確な把握等安全指導を行った。さらに、航路等において、他の船舶の流れを無視したプレジャーボートの遊走等の無謀な活動に対しては、訪船・現場指導や取締りを実施し、海難の未然防止及び海上交通秩序の維持に努めた。

港内、主要狭水道等船舶交通のふくそうする海域においては、巡視船艇による船舶交通の整理・指導及び航法違反等の取締りを実施しており、特に、海上交通安全法に定める11の航路については、巡視船艇を常時配備するとともに、航空機によるしょう戒を実施し、重点的な指導取締りを行った。

このほか、年末年始には、旅客船、カーフェリー、遊漁船、海上タクシー等による海上輸送の安全確保を図るため「年末年始特別警戒」を実施し、全国一斉に訪船指導等を実施した。

警察では、近年のマリンレジャー人口と船舶交通量の増加に対応して、水上交通の安全と秩序を維持するため、警察用船舶の整備と水上警察の組織体制

の充実強化を図り、船舶交通のふくそうする港内や事故の起きやすい海浜、河川、湖沼等において、警察用船舶、警ら用無線自動車及び警察用航空機が連携してパトロール等を行ったほか、訪船連絡等を通じた安全指導を積極的に行った。また、事故に直結しやすい無免許操縦、無検査船舶の航行等違反行為の取締りを強化するとともに、特定非営利活動法人パーソナルウォータークラフト安全協会等関係団体との連携を図り、広報啓発活動を実施するとともに、自治体との連携を図り、事故に直結しやすい無謀な操縦や無免許操縦に重点を置いた指導取締りを推進した。

また、近年における多様なレジャースポーツに伴う事故を防止するため、レジャースポーツ関係業者、港湾、漁業関係者等との連携を図り、レジャースポーツ愛好者に対し、遊具の搬送、持ち込みに際して安全指導を行ったほか、レジャースポーツを行う者同士の事故やこれらの者と遊泳者、漁業関係者等との事故を防止するため、水上安全条例の運用等を通じて、危険行為の防止に努めるなど水上交通に関する秩序の維持に努めた。

なお、水上安全条例については、北海道、岩手県、福島県、東京都、茨城県、神奈川県、山梨県、栃木県、福井県、三重県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、長崎県、宮崎県及び沖縄県の16都道県において、海水浴場等に関する規制等を盛り込んだ条例が施行されている。

1 海難等の情報の収集処理体制の充実

海上保安庁では、海難情報を早期に入手し、迅速かつ的確な救助活動を行うため、全国12か所の陸上通信所や行動中の巡視船艇により、海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）に対応した遭難周波数を24時間聴守するとともに、衛星経由で遭難信号の入手が可能なコスパス・サーサッ

ト捜索救助衛星システムの地上施設の運用を行うなど、遭難情報に即応する体制を整えている。

また、広く一般国民や船舶等から海上における事件・事故に関する情報を入手するため、緊急通報用電話番号「118番」の一層の周知、定着を図るとともに、携帯電話等からの118番緊急通報の発信位置を迅速に把握することができる「位置情報通知システ

ム」を整備し、情報収集体制の更なる充実を図った。

一方、防衛省は、海上保安庁との協定に基づき、同庁と必要な情報の交換を行った。また、艦艇・航空機では状況の許す限り、遭難周波数を聴守した。

2 海難救助体制の充実・強化

救助勢力の早期投入

海難等の発生に備え即応体制を確保するとともに、大型台風の接近等により大規模な海難の発生が予想される場合には、非常配備体制をとり、海難等が発生した際の救助勢力の早期投入を図った。

実際に海難等が発生した場合には、巡視船艇、航空機を現場に急行させるとともに、精度の高い漂流予測を実施し、関連する情報を速やかに収集・分析して搜索区域、救助方法等を決定するなど、迅速かつ的確な救助活動の実施を図った。

事案即応体制及び業務執行体制の一層の強化のため、巡視船艇・航空機を代替整備し、速力、夜間搜索能力の向上等性能向上に努め、現場海域への到達時間や搜索に要する時間を短縮するなど救助勢力の充実・強化を図った。

防衛省は、人命救助等のための派遣にも役立たせることができるように、航空基地及び艦艇基地に航空機又は艦艇を緊急に発進できる態勢で常時待機させている。

救助・救急体制の充実

海難等の発生の可能性が高い沿岸部における人命救助について、レンジャー救助技術、潜水能力、救急救命処置能力を兼ね備えた機動救難士の航空基地への配置を拡充したほか、救急救命士の養成を継続するなど、救急救命体制の充実・強化を図った。

救急救命士については、実施できる救急救命処置範囲の拡大・高度化が進められていることを受け、救急救命士の技能を向上させ、実施する救急救命処置業務の質を医学的観点から保障するメディカルコントロール体制について、協議会を開催し救急業務の質的向上を推進した。

海難救助体制の連携

「1979年の海上における搜索及び救助に関する国際条約」(SAR条約)に基づき、北西太平洋の広大

な海域における搜索救助活動を迅速かつ的確に行うため、SAR条約締約国の搜索救助機関との連携・協力を深めたほか、非締約国に対しては、ワークショップ等の開催を通じてSAR条約への締結促進の働きかけを行った。さらに、近隣諸国等の要請に応じて、海上における搜索救助体制の整備のため、研修員の受け入れを行った。

日本の船位通報制度(JASREP)については、これを有効に活用するため、海運・水産関係者に対する説明会、訪船指導、海事出版物への掲載等を通じて参加の促進を図り、平成19年には2,712隻の船舶が参加した。また、各国が独自に運用する船位通報制度について効果的・効率的な運用と参加船舶の利便性の向上を図った。

沿岸部での小型船舶等に対する海難救助については、日本水難救済会や日本海洋レジャー安全・振興協会等と協力・連携し、海難救助活動を行った。

3 海難救助技術の向上

船舶交通のふくそう状況、気象・海象の状況等を勘案し、海難の発生のおそれがある海域において、巡視船艇・航空機を効率的に運用した。

また、転覆船や火災船からの人命救助等、高度な救助技術・知識が要求される特殊な海難や救急救命処置を要する傷病者の救助に対応するため、特殊救難隊及び救難強化巡視船による特殊救難体制の充実・強化を図った。

このほか、日本水難救済会に対する救助用物品の無償貸与や、全国各地で実施されている民間の救助訓練の指導を行うなど、民間救助体制の強化を図った。

4 洋上救急体制の充実

洋上で発生した傷病者に対し、医師、看護師の迅速かつ円滑な出動を行い、適切な医療活動を行うため、日本水難救済会が事業主体となって実施している洋上救急事業について、その適切な運営を図るための指導及び協力を行うとともに、関係団体と協力し、医療機関の参加を促進した。平成19年は26件の要請を受け、医師、看護師等54人を派遣した。